



さぬき17号
だより
春



あなたに笑顔に
なってもらうために

一人ひとりと
向き合う。

「特別養護
老人ホーム」って
どんなところ？

「こんな方が」、「こんな介護を受け」、「こんな生活を送って」います。

介護保険法改正により特別養護老人ホームに入所できるのは要介護3以上の方となり、日常生活全般における介護はもとより、認知症状の進行がみられる方の常時の見守りなど、より専門的な対応が必要な方が増えてきました。

「自分のことが自分でできなくなっても、自分らしく暮らしていくために。」

「家族も一緒に元気に歳を重ねていくために。」

私たちは一人ひとりと向き合います。

今月は「特別養護老人ホームさぬき」の暮らしをご紹介します。



